

医政発0331第4号
平成26年3月31日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件の見直しについて」(以下「報告書」という。)等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第45号。以下「平成二十六年改正省令」という。)により、下記1の通り、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)の一部を改正することとしました。また、下記2の通り、関連の通知についても一部を改正することとしました。

平成二十六年改正省令については、本日公布され、同年4月1日から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 平成二十六年改正省令の概要

(1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて

- ① 特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院について、その特性に応じてその他の特定機能病院と異なる承認要件を設定する。(規則第6条の3第3項、第6条の4第4項及び第9条の20第2項関係)

② 標榜科の見直し

報告書に従い、特定機能病院については平成二十六年改正省令による改正後の規則第6条の4第1項に規定する診療科の全ての標榜を基本的には要件とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については十以上の診療科の標榜で可とするなど同条第2項から第4項までの標榜等でも可能とする。(規則第6条の4関係)

③ 専門の医師の配置

特定機能病院全体において、医師の半数以上が平成二十六年改正省令による改正後の規則第22条の2第3項に規定する専門の医師であることを要件とする。(規則第22条の2第3項関係)

④ 紹介率及び逆紹介率

一定以上の紹介率を満たすことに加え、一定以上の逆紹介率を満たすことを要件とする。紹介率についてはその基準値を高め、50%以上とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については特に高度な専門性が求められるから、紹介率は80%以上とする。逆紹介率についてはそれぞれの病院で40%以上、60%以上とする。(規則第9条の20関係)

⑤ 経過措置等

その他必要な経過措置及び所要の改正を行う。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態における医療を行う診療所の病床数の増加等に係る許可制の特例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第38条第1項に規定する特定都道府県(以下「特定都道府県」という。)の区域内において診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)における医療の提供を行うことを目的として、当該診療所に、病床を設けようとするとき、又は病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき(以下「病床数の増加等の変更」という。)については、迅速に行われることが必要である。

このため、同法第48条第6項及び第7項の規定により、病院の開設者又は診療所の開設者(医師又は歯科医師でない者が開設した診療所に限る。)が病床数の増加等の変更を行おうとする場合には、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行う期間に限り、医療法第7条第2項を適用せず、都道府県知事等の許可は不要とされている。

この趣旨を踏まえつつ、平成二十六年改正省令において、規則第1条の

14 を改正し、医療法第 7 条第 3 項の厚生労働省令で定める場合として、特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所の病床数の増加等の変更を行おうとするときを定め、都道府県による許可ではなく、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 3 又は第 4 条第 2 項の届出で足りることとする。（規則第 1 条の 14 関係）

（3）精神科の外来患者に係る医師配置標準について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号）の施行に伴い、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示 65 号）が平成 26 年 4 月 1 日から適用される。同指針は、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け目指すべき方向性を示すものであり、同指針第二の二において、精神障害者が、外来・デイケア等で適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、病院及び診療所における外来医療の提供体制の整備・充実を推進する旨規定された。これを踏まえ、精神科デイケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障害者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改めることとする。（規則第 19 条関係）

2 関連通知の改正

（1）地域医療支援病院の承認要件の見直しについて

別紙 1 の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号）を改正する。なお、同通知の様式については別紙 1 に付す通り変更する。

（2）特定機能病院の承認要件の見直しについて

1 (1) に関連して、別紙 2 の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号）を改正する。なお、同通知の様式については別紙 2 に付す通り変更する。